



あたごふれあい人権文化センターだより

2023年11月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

外国にルーツを持つ人の人権問題

多文化共生社会

最近よく「多文化共生社会」という言葉を耳にするようになりました。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、尊重し、互いに助け合いながら、共に生きていく社会として「多文化共生社会」を考えたいと思います。

例えば、店舗や施設等で、宗教によっては食べられない食材があることについて理解されなかったり、外国人の住民が習慣等の違いから地域のコミュニティーに溶け込めなかったりという問題があるかもしれません。異なる文化を持つ人々が共に生きていくためには、まずはそうした身近な問題を解決していくことが必要です。

ますます外国人と接する機会が多くなる私たち自身が、多文化共生社会という考え方についての理解を深めることが大切です。

外国人の人権問題

令和4年に内閣府が行った調査（日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？）では、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」などが問題になっていることがうかがえます。

今日、我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあります。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

外国人であることで生じた人権侵害事案と人権擁護機関の対応例を2件紹介します。

【外国人に対する宿泊拒否事案】

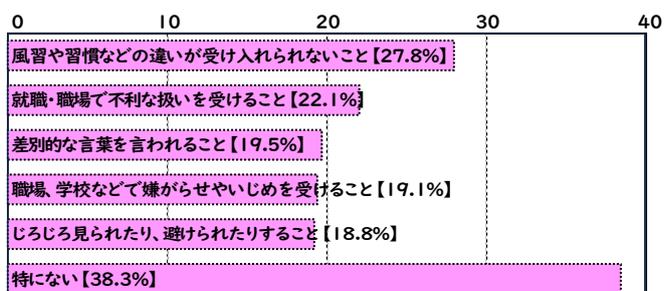
ビジネスホテルに電話で宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局がホテル関係者から事情を聴取したところ、ホテル側は、不適切な対応があったため、被害者に謝罪したいとの意向を有していたものの、行き違いにより、関係の回復が未だ図られていない状況であることが判明した。

そこで、法務局は、ホテル側に被害者との話し合いの場を設けることを提案し、被害者も話し合いに応じる意向を示した。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか？
複数回答(%)



差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



話し合いの場において、ホテル側は事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、英語表記の対応マニュアルを活用するなどして外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。

【外国人に対する理容サービス拒否事案】

外国人から被害の申告があり、調査を開始した事案であり、申告内容は、理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。

皆さんの周りではこのような事例はありませんでしたか。

ハイトスピーチ

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるハイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねません。

ハイトスピーチは、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど社会的な関心が高まっていますが、それにとどまらず、平成26年には国連自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会の最終見解として、日本政府に対して国連からハイトスピーチについて対処することが勧告されており、国際的な問題にもなっています。

ハイトスピーチ解消に向けた法律の制定

平成28年6月3日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、前文で「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ」とし、「このような不当な差別的な言動は許されないことを宣言する」と明言しています。そして、「国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する」としています。

さらにこの法律は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動といった基本的施策について定めています。

なお、この法律は、衆議院、参議院の各法務委員会において、附帯決議がされており、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」と述べられていることにも留意が必要です。

(法務省：「外国人の人権を尊重しましょう」より参照)



11月のあたごふれあいサロン

日時：11月17日(金) 13:30~

内容：きめこみパッチワークでつくる「干支の壁掛け」(15cm角)

参加費：1,400円(額付き)、900円(絵柄のみ)

準備するもの：はさみ、目打ち、メガネ(必要な方)

※参加される方は、11月6日(月)までに、

あたごふれあい人権文化センター(☎28-5440)へお申し込みください。



上小鴨地区人権教育推進部合同視察研修会のご案内

期日：11月25日(土) 9:00 あたごふれあい人権文化センター発

行先：鳥取県人権交流プラザ/河原町コミュニティセンター

内容：「人権と福祉って? 地域食堂を知ろう」 参加費：無料(ただし、昼食は参加者負担)

申込締切：11月13日(月) 上小鴨コミュニティセンター(☎28-0953)

または、あたごふれあい人権文化センター(☎28-5440)にご連絡ください。